

第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況 (5)

再考：プレサックの「犯罪の痕跡」

加藤 一郎*

La Nuna Situacio de la Historika Revizionismo pri la dua Mondmilito La rekonsidero pri "la kriminalaj postsignoj" de J.C. Pressac

KATO Içiro

Resumo: Pasis 12 jaroj de post la publikiĝo de la granda verko de J.C. Pressac "*Auschwitz: Tekniko kaj Operacio de la Gasa ĉambro*", kiu inkludas multajn dokumentojn kaj fotojn pri la proceso de la konstruado de la koncentrejoj de Auschwitz. Tiu ĉi restas kiel la centro de la disputoj inter la Holokaustaj ortodoksaj historiistoj kaj la Holokaustaj revizionistoj.

J.C. Pressac ne povis eltrovi la rektajn pruvojn, kiuj povus pruvi la ekziston de la "hommortiga gasa ĉambro", sed prezentis "la malrektajn pruvojn" kiel "la kriminalajn postsignojn". Bazitante sin sur la lastatempaj studoj, mi klopodas rekonsideri pri "la kriminalaj postsignoj".

<はじめに>

フランス人研究者プレサックの大著『アウシュヴィッツ：ガス室の技術と作動』¹が刊行されてから、12年になる。その大部な著作²は、アウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所建設に関する膨大な資料および写真を含んでおり、プレサックの分析や結論を受け入れるかどうかは別として、化学的・技術的観点から、「殺人ガス室」の存在を否定した「ロイヒター報告」とともに、この数十年間、「ガス室」研究あるいは、ホロコースト正史派とホロコースト修正派あいだでの「ガス室」論争の中心となっていた。

プレサックは、膨大な資料を渉獵しながらも、結局、「殺人ガス室」の実在を証明する『直接的』、すなわち、容易に認知され、反駁の余地のないような、確実な証拠³を発見することができなかった。このために、「間接的」証拠、すなわち、「ガス室が殺人目的であると明瞭に述べていないが、論理的にはそれ以外のものではありえない証拠を含んでいるようなドイツ側資料」を「犯罪の痕跡」のとしてリスト・アップしている³。以下がそのリストの項目である。

*かとう いちろう 文教大学教育学部

焼却棟 の犯罪の痕跡

1：Vergasungskeller/ガス室、2：10個のガス検知器、3：1個のガス [気密] ドア用取っ手、直径12、4：脱衣室、5：脱衣地下室、脱衣地下室、6：地下死体安置室1用の100×192cmのガス [気密] ドア、7：1個のガス気密ドア、8：4個の針金網投入装置、9：4個の木製カバー

焼却棟 の犯罪の痕跡

10：脱衣室、11：100×192cmのガス [気密] ドア、12：脱衣室、13：ガス [気密] ドア用の5組の装備品のための平らな鉄棒 (1)、14：1個のガス [気密] ドア用の装備品、15：1個のガス気密ドア、16：14個の [偽] シャワー

焼却棟 と の犯罪の痕跡

17：約30×40cmの12個のガス気密ドア、17a：約30×40cmの12個のガス気密ドア、17b：1943年2月24日のドアの装備品の配送書類、18：ガス気密窓の設置、19：ガス室でコンクリートを固める、20：ガス気密窓の設置、21：ガス室でコンクリートを固める、22：4個のガス気密ドア、23：ガス気密ドア用の210個の鋸留、24：4個の裏張りを持つ気密ドア、25：3個のガス気密ドア (塔、ドア)、26：(4) / 5個のガス [気密] ドア装備品用の平らな鉄棒、27：4個のガス気密ドア用：4個のガス気密ドアを提供するWL 金属作業場：すでに供給された装備品、28：スケッチにもとづくガス気密ドア用の24個の鋸留ボルト、29：ガス [気密] ドアの設置

補足的痕跡 (焼却棟 と)

30：[死体] 地下室1は、3つの強制送風機によって部屋から排出された空気でももって温められるであろう、31：死体安置室1用の温風供給装置、32：ガス気密ドア用の装備品、33：ガス室用の1個の鍵、34：ガス室用ののぞき穴、気密枠をもつ1個のドア用の装備品

上記のリストからまず確認できることは、「犯罪の痕跡」は、ビルケナウの4つの焼却棟、
、
、
についてだけであり、それ以外に「殺人ガス処刑」が行なわれたとされている場所、すなわち、アウシュヴィッツ中央収容所のブロック11の地下室、アウシュヴィッツ中央収容所の焼却棟、ビルケナウのブンカー1と2については、「直接的証拠」はいうまでもなく、「犯罪の痕跡」はまったく存在しないということである。

次に確認できることは、その多くが、「4つの焼却棟の特定の部屋を『ガス気密』にしようとする意図の物質的な証拠を構成している」⁴とプレサック自身が認めているように、ガス・ドアあるいはガス気密ドア・窓に関係するものである点である。したがって、このリストを問題別に整理すると以下のとおりとなる。

Vergasungskeller問題：1

ガス検知器問題：2

ガス・ドアあるいはガス気密ドア・窓問題：3、6、7、11、13、14、15、17、17a、17b、18、20、22、23、24、25、26、27、28、29、32、33、34

脱衣室問題：4、5、10、12

チクロンBの投入装置問題：8、9

シャワーヘッド問題：16

ガス室のコンクリート床問題：19、21

死体安置室用の温風装置問題：30、31

本小論は、上記の - 点にわたって、近年の研究成果を踏まえつつ、プレサックの「犯罪の痕跡」を再検討しようとするものである (四角枠内がプレサックのテキスト、以下がその評注

である。なお、プレサックのテキストのなかのa, b, c...は評注のための脚注番号である。

< Vergasungskeller問題 >

1. Vergasungskeller/gassing cellar
 [アウシュヴィッツ国立博物館ファイル 建物30/40, 100頁] [写真1。]
 建設局(アウシュヴィッツ武装SS・警察中央建設局)長ビショフSS少佐から SS少尉ポロツク(建設部)記録 ベルリンのSS少将カムラーあての1943年1月29日の書簡。それは焼却棟の作業についてであり、そのなかで、Vergasungskellerという単語が使われている。書簡と同封された検査報告によると、消去法を使うと、ビショフはVergasungskellerを焼却棟の死体安置室1を指して使っていたことがはっきりとする。

- a. この書簡のコピー写真。Vergasungskellerという単語が登場するパラグラフは、「焼却棟は、非常に困難と凍結にもかかわらず、手持ちの全力を投入した昼夜兼行の努力によって、細かい点を別にすれば、完成いたしました。建設にあたったエルフルトのトップフ社主任技師プリュファー氏の権限で、焼却炉は火を入れられ、完璧に稼働しております。死体安置室の鉄筋コンクリート製の天井は、凍結のため、型枠が除去できておりません。しかし、これはたいしたことではありません。その目的のためには、Vergasungskellerが利用可能だからです。」
- b. ホロコースト正史によれば、アウシュヴィッツでの大量ガス処刑が実行されたのは、ビルケナウの焼却棟 と の死体安置室1であったという。しかし、ドイツ側資料には、死体安置室1が「殺人ガス室」であったことを明白に文書資料的に証明する文書は皆無である(ホロコースト史家は、その理由を、ドイツによる文書資料の隠匿・廃棄、「婉曲語法」あるいは「コード言語」の使用で説明する)。唯一、この1943年1月29日づけのアウシュヴィッツ建設局長ビショフの書簡だけが、Vergasungskellerが焼却棟 に存在していたことを示唆していた。このために、この資料は、戦後のナチス戦犯裁判以降、今日に至るまで、ホロコースト正史派の文献には、「殺人ガス室」が焼却棟 と に実在したことを示す「決定的」証拠として、何回も登場している⁵。

論点は、Vergasungskeller、とくにVergasungとは一体何を意味しているのか、それは焼却棟のどこにあったのかという二点である。この書簡は、ドイツ語で「ガス室」を指す単語GaskammerあるいはGaskellerではなく、Vergasungskellerという単語を使っており、また、Vergasungskellerが死体安置室1であったとは直接に明示していないからである。

ホロコースト正史派にとっては、この問題は簡明かつ単純であった、すなわち、Vergasungskellerは、「ガス室」ひいては「殺人ガス室」あるいは「ガス処刑室」を意味しており⁶、それは死体安置室1のことであるというのである。そもそも、ホロコースト正史派は、焼却棟 と に「殺人ガス室」があったという「公理」を議論の大前提としており、「ガス」と名がつけば、すぐに「ガス処刑」、「殺人ガス室」と結びつけることを当然の教義としていたので、丹念な調査＝史料批判をする必要もなく、また、実際に、何もやってこなかったからである。

一方、ホロコースト修正派にとっては、この問題はそんなに単純ではなく、バッツ、フォーリソン、クロウエル、マッソーニョなどのあいだで、様々な論争、ひいては混乱を呼び起こしてきた⁸。Vergasungskellerが「殺人ガス室」ではないとすれば、一体、何の目的で使用されたのか、なぜ、「ガス作業」と関連する単語が焼却棟や死体安置室と結びついて使われているのかを説明

しなくてはならず、それには、丹念な調査＝史料批判が必要であったからである。

修正派のあいだでの論争を大きく整理すると、まず、Vergasungskeller＝焼却棟の死体安置室1かどうかという第二の論点については、当初は、意見が分かれていた。しかし、今日では、修正派の多くが、それが焼却棟の地下室どれかあることでは一致しており、この点では、ホロコースト正史派の見解に歩み寄っている。

だが、Vergasungskellerとはどのような機能を果たした部屋であるのかという第一の論点については、修正派のあいだでは「殺人ガス室」ではないということに関しては意見が一致しているものの、今日でも、論争が続けられている⁹。Vergasungという単語の意味と、焼却棟の死体安置室の機能が論点であるが、大別すると、焼却棟の死体安置室が「毒ガス攻撃」も含む連合国の爆撃にそなえた「対ガス防空壕」としても機能したとする説（バツツ、クロウエル）と、死体安置室では、なんらかのかたちで、チクロンBを使った「害虫駆除」あるいは熱風などを使用した「殺菌消毒」作業が行なわれたとする説（フォーリソン、マッソーニョ）があるが、後者の方が説得力を持っているように思われる。

すなわち、後者の議論によると、Vergasungとはドイツの技術文献では「ガス化」を意味しており（例えば、die Vergasung der Koksコークスのガス化）、ホロコースト正史派のように、それをすぐさま「殺人ガス室」に結びつけるべきではない。たとえば、1942年8月12日、アウシュヴィッツ所長ヘスは、青酸ガスを使った害虫駆除作業での事故を防止するようにとの命令を発しているが、そこでは、青酸ガスを使った害虫駆除作業のことをVergasungenと呼んでいるし¹⁰、1942年7月22日のアウシュヴィッツ収容所あての電報は「発生した疫病を抑えるために、収容所をガス処理する目的のガス(Gas für Vergasung)」を受け取るトラック輸送を許可している¹¹。したがって、アウシュヴィッツでは、Vergasungという単語は、「特別措置」「特別行動」といった用語と同様に、「害虫駆除」「殺菌消毒」用の「ガス処理作業」に関連していることを意味しているというのである。それゆえ、マッソーニョは、Vergasungskellerとは害虫駆除・殺菌消毒室を意味する、1941年1月30日のビルケナフ強制収容所建設の説明報告には、チクロンBを使った二つの害虫駆除・殺菌消毒施設(Entlasungsbaracken)、BW5aと5bはVergasungsraumをそなえていた¹²と断言しており、フォーリソンは、「今日、われわれが利用できる図面は、あまり詳しくないので、Vergasungskeller(ガス化室?)がどこにあったのか、その機能がどのようなものであったのか、誰も正確に述べることはできない。チクロンのケース、ガスマスク、フィルター検知器、チクロンの丸薬を並べるシート、箱を開ける道具など害虫駆除・殺菌消毒資材が保管されていた地下室であったかもしれないし、その他の可能性もある¹³」と述べている。

たしかに、この問題での、修正派の議論は、さまざまな異論を含んでおり、歯切れが悪い、あるいは、あいまいに見えるが、それは、そもそも、問題の書簡自体があいまいなためである。ホロコースト正史派の議論は、焼却棟には「殺人ガス室」が存在したという「公理」を大前提としており、そのことを明白に証明するドイツ側の文書資料が皆無なのは、ドイツ人が文書を隠匿したり、「コード言語」、「婉曲表現」を使って表現したためであるというのだから、ガス処理に関連した用語はすぐに「ガス処刑」を意味すると即断することになる。しかし、この公理を大前提としなければ、この書簡が意味していることは、「殺人ガス室」が焼却棟に実在していたことではなく、Vergasungskellerなるものが焼却棟に存在していたということだけにすぎない。結局、プレサック自身も、この書簡「だけでは、ビルケナウの焼却棟の地下に殺人ガス室が実在した絶対的証拠ではない¹⁴」と譲歩しているのである。

さらに、Vergasungskeller = 「殺人ガス室」 = 死体安置室 1, 「犠牲者の脱衣室」 = 死体安置室 2 というホロコースト正史によるガス処刑手順はそもそも、「大量殺戮装置」としての焼却棟と の構造上の欠陥をうきぼりにしてしまう。焼却棟 と 焼却棟 は、地下に死体安置室を、地上に焼却炉を持っており、中央のエレベータが死体を地下の死体安置室から、地上の焼却ホールに引き上げるといった構造であった。死体の搬送にかかる労力を考えると、死体安置室は焼却炉と同じ地上階にあった方が合理的であり（焼却棟 と はそのように設計されている）、一方、死体の腐食を防ぐという意味では、死体安置室は低温の地下にあった方が合理的である。焼却棟 と は、死体の搬送という点では非合理的構造を持っているが、その非合理性は、焼却棟 と が、通常の焼却棟として、より正確にいえば、疫病その他で自然死してしまった囚人（毎日、100名程度¹⁵）の死体を処理する場合には、問題とはならなかったであろう。だが、ホロコースト正史派のように、焼却棟 と が「大量殺戮装置」であったとすると、この非合理性は際立ってしまうのである。

ホロコースト正史派のガス処刑手順とその疑問点は次のとおりとなる。

大量の犠牲者（プレサックによると一時に1000 - 1500名、ホロコースト正史派の引用する「目撃証言」では2000 - 3000名以上）は、まず、死体安置室 2 = 「脱衣室」（396.5㎡）に入って、服を脱ぐ。（疑問点）：犠牲者は、このような密集状態の中で、おとなしく服を脱いでいったのであろうか。大量に残された衣服は、どのように処理されたのであろうか？ の作業と同時に、特別労務班員によってどこかに搬送されたと考えられるが、彼らの「目撃証言」にはそのような記述はない。

次に、犠牲者は、死体安置室 1 = 「殺人ガス室」（210㎡）に入って、ガス処刑される。（疑問点）：平成13年7月21日の兵庫県明石市の花火大会将棋倒し事故では、600㎡の歩道橋上に3000名以上の見物人があふれ、多数の死傷者がでた。1㎡あたり5名以上であり、「満員電車」なみであったという。210㎡の「殺人ガス室」に2000名（1㎡あたり約10名）という状況をどのようにしたら作り出すことができるのであろうか？

死亡直後、短時間で（「目撃証言」では10 - 30分）換気が行われる。（疑問点）：ガス処刑された死体で満たされ、青酸ガスが充満し、まだ、チクロンBの丸薬がガスを放出している¹⁶ 「殺人ガス室」を換気するには、どれほどの時間がかかるのであろうか？

換気ののちに、特別労務班員が大量の死体を引き出して、金歯を抜くなどの処置をする。（疑問点）：特別労務班員が「立錐の余地のない」「殺人ガス室」に入室して、唯一のドア（1.80×1.90m）から大量の死体を引き出していくわけであるが、ホロコースト正史によれば、焼却棟 の地下にはもはや死体安置室は存在しないのであるから、いったい、どのスペースに大量の死体を引き出していくのであろうか？ 収容所当局は、「自然死した」少数の囚人の死体を保管・焼却するための通常の焼却棟として、焼却棟 を設計・建設したときには、3つの死体安置室を設置したのに、一方、焼却棟 を「大量殺戮装置」に改造したときには、「ベルトコンベア式」に処理されるので、死体安置室のようなものは必要ないと考えたのであろうか？ だとすれば、「自然死」した囚人の死体はどこに保管されるようになったのであろうか？ そのとき、「殺人ガス室」の床に残っていたはずであり、まだ青酸ガスを放出しているかもしれないチクロンBの丸薬はどのように処理されたのであろうか？ さらに、シャワーを浴びると敷かれて「殺人ガス室」に入室した犠牲者はタオルや石鹸を所持していたかもしれないが、それはどのように処理されたのであろうか？

死体をエレベータに乗せ、地上に運び、エレベータから降ろして、焼却炉の炉室に入れる。(疑問点): 実は、焼却棟 と を「ベルトコンベア」式の「工業的大量屠殺場」とみなす場合、作業手順上、このエレベータ(約 $2 \times 1.3\text{m} = 2.6\text{m}^2$)による搬送という箇所と焼却炉の処理能力がボトルネックとなっている。

ホロコースト正史派のガス処刑手順が抱えている以上のような問題点は、大量の囚人を連続的に殺戮したというホロコースト正史の「公理」を前提にしているから生じている。もしも、少数の人々を青酸ガスで殺害するというだけならば、それは、何も焼却棟 や の死体安置室を使わなくても可能であり、構造的、物理的、化学的難題や、 のようなボトルネックは生じない。それゆえ、こうした難題を熟知しているブレサックは、「ガス処刑された犠牲者の数」をどんどん減らしているといっているのである¹⁷。

< ガス検知器問題 >

2. 10 Gasprüfer/gas detectors

[写真2]

[アウシュヴィッツ国立博物館ファイル 建物30/40, 48頁]

SS少尉ボロックが1943年2月26日18時20分に送った、エルフルトのトップフ・ウント・ゼーネ社あて電報。SS少尉キルシュネク(建設部専門家で技術者)とイエーリング(民間人従業員、暖房専門家)の署名があり、建物30(焼却棟)に「ガス室の換気システムの有効性を検査するために」「10個のガス検知器」をすぐに配送するようにと要求している。1943年3月1日から7日の1週間に、トップフ社の取り付け工メッシングは焼却棟 地下室1の換気・排気システムの作業を開始し、3月14日に1500名のクラクフのユダヤ人がこの部屋で始めてガス処刑される直前の、8日から14日にそのシステムをテストした。焼却炉と穀物サイロの金属部分の製造者であるトップフ社は、この型の装置を生産することができず、関連会社と契約しなければならなかった。

- a. 焼却棟 がアウシュヴィッツ当局に公式に引き渡されたのは、1943年3月31日である。だとすると、3月14日の焼却棟 での「初めてのガス処刑」(クラクフから移送されてきた約1500名のユダヤ人)は、公式の引渡し以前に実行されたことになる。
- b. ブレサックは、アウシュヴィッツ当局が「ガス検知器」を製造していないトップフ社にそれを注文したのは、アウシュヴィッツの「特別活動」(すなわち「殺人ガス処刑」)をほかの民間会社に知らせることを避けようとしたためであると解釈しているが¹⁸、それもまったくの憶測に過ぎない。当局が、焼却棟の「犯罪目的」での使用を極秘にしようとしたのであれば、その建設に、外部の民間会社の従業員を多数使用したのであろうか?
- c. この問題も、Vergasungskeller問題と同様に、ホロコースト正史派にとっては、簡単であった。「公理」にしたがえば、焼却棟 の地下には、青酸ガスを使った「殺人ガス室」が存在したのだから、青酸ガスの痕跡を検査する「ガス検知器」が必要であったというのである。しかし、問題はそうのように単純ではない。収容所の各所にあるチクロンBを使用した保健・衛生目的の害虫駆除ガス室や、チクロンBを使用した害虫駆除作業にも、青酸ガスの痕跡を検知する道具が必須であったからである。また、焼却炉のような焼却装置にも、一酸化炭素や二酸化酸素の濃度を検出する道具が必要であったからである。それゆえ、この問題はVergasungskellerの機能をどのように捉えるかという問題と密接に結びついているために、修正派のあいだでも、これが何のガスを検知する道具であったのか、その実物がどのようなものであったのかについて丹念な議論が続いている¹⁹。いずれにしても、焼却棟 の地下には

「殺人ガス室」が存在したという「公理」を大前提としない限り、この文書だけでは、ガスと関連した設備あるいは作業があったことは証明できても、その設備が「殺人ガス室」であったとかその作業が「ガス処刑」であったとは立証できない。

< ガス・ドアあるいはガス気密ドア・窓問題 >

6 . Gastür 100/192 für Leichenkeller 1/gas[tight]door 100×192 for underground morgue 1

「...地下死体安置室1用の100×192のガス〔気密〕ドア発送に関する1943年3月6日の発注書...それは、〔焼却棟〕の反対側にある焼却棟の地下ドアと同一の形態と寸法で、二重の8mmのガラスののぞき穴、ゴムのガスケットと枠を持って生産されるべきである。」

...

1943年3月31日付のキルシュネクの手簡〔写真8〕には、SS少佐ビショフと、筆者のイニシャルが記載されている。この手簡の二番目のパラグラフは、焼却棟の死体安置室1用の、幅100cm、高さ192cmのガス〔気密〕ドアを、焼却棟〔死体安置室1〕の地下室ドアとまったく同様に生産すべきであるという発注について述べている。これは、焼却棟と焼却棟に関する重要なパラグラフである。焼却と死体安置室1が、ゴムのガスケットと検査用のぞき穴を持つ「ガス・ドア」、すなわち、害虫駆除・殺菌消毒ガス室で使われていたのと同じような型のドアが設置されたことを示しているからである。この資料は、1979-80年まで、「Vergasungskeller」とともに、焼却棟と殺人ガス室が存在したことを証明する資料とみなされてきた。今でも、かなり犯罪的意図を疑わせるような証拠の一部であるが、それ以上ではない。もし、死体安置室1が害虫駆除・殺菌消毒ガス室であると考えれば、「ガス・ドア」を設置することは正常であり、論理的である。しかし、それらをもはや「典型的な死体安置室」と呼ぶことはできない。修正主義者は、最初は、死体安置室は悪臭や伝染性の細菌を封じ込めるために、このようなドアを備えていなくてはならなかったと主張していた。その後、上部の換気穴に対する毒物検査が行われて、シアン化合物の存在が明らかになると、これらのガス密閉ドアを持つ「典型的な死体安置室」はチクロンB（殺虫剤なのに！）を使って害虫駆除・殺菌消毒されたのであるから、このことは考慮の対象とはならないと説明してきた。しかし、焼却棟の地下を示している図面932が、地下室の「死体地下室」〔すなわち死体安置室〕と呼ばれていたこと、そこへのアクセスは100×190の一重ドアではなく、190×190の二重ドアを介してであったことを明らかにしているという事実は残っている。死体安置室はガス室に改造され、それを証明する資料もある。しかし、「〔チクロンB！〕を使って害虫駆除・殺菌消毒された死体安置室」という修正主義者の説には依然として根拠があるので、修正主義者は、この改造を完全に受け入れるはずである。修正主義者にとって残された問題は、焼却棟の「害虫駆除・殺菌消毒された死体安置室」のなかに「14個の〔偽〕シャワー」が存在したことを自分たちの「解釈」のなかに組み入れることである。

...

34. Die Beschläge zur 1 Tür mit Rahmen, luftdicht mit Spion für Gaskammer/The fittings for 1 door with frame, air tight with peephole for gas chamber [写真39]

翻訳

〔ヘス裁判第11巻付録15、<金属作業場 WL>1943年5月28日の発注書 459〕

「1943年5月28日 459号 .アウシュヴィッツ強制収容所〔中央収容所であり、ビルケナウではない〕

テーマ：

1. 1個のガス室用の、枠を持ち、のぞき穴を持つ気密ドアの装備品。
2. 木ずりドア。カポーのキューネはこれを知っている。

V 4 部局発注番号 1943年 1月25日の158/2と2 a .

職工：ミレク．完了：1943年 6月10日」

この発注書はビルケナウの焼却棟には関係なく、中央収容所の害虫駆除・殺菌消毒ガス室の一つ、おそらくブロック 1 の害虫駆除・殺菌消毒ガス室用のものである。

フォーリソンは自分の論文「ビエール・ヴィダル・ナケへの回答 [page80, Second enlarged Edition, La Vielle Taupe, 1982]」の中で、「焼却棟 のガス室が普通の害虫駆除・殺菌消毒ガス室に他ならなかった」ことを示すために、この発注書のテキストを利用した。

この資料は、犯罪を立証する証拠の一部ではないが、オリジナル資料を利用するにあたっては、十分に注意しなくてはならないことを示すために、掲載されている。

- a. ガス気密ドアとのぞき穴に関する、「犯罪の痕跡」6と34は、アウシュヴィッツの4つの焼却棟は「殺人ガス室」を備えた「大量殺戮装置」であったという「公理」を何とか守ろうとする際の、プレサックの心理的葛藤を知る上できわめて興味深い。

「殺人ガス室」に大量の犠牲者が詰め込まれ、ガス気密ドアののぞき穴から、野獣のようなSS隊員や医師が、犠牲者の死の苦悶をサディスティックに観察するという光景は、ホロコースト正史の中でも、後述する「シャワーヘッド」とともに、人々のイメージをかきたててきたものであった。

プレサックもこの正史のイメージにしたがって、焼却棟 と のぞき穴のついたガス気密ドアがあったことを資料的に示して、それを「殺人ガス室」が実在したことを証明する「決定的証拠」としようとする。

ところが、修正派が何回も指摘してきたように、害虫駆除・殺菌消毒ガス室は、その性格上、のぞき穴のついたガス気密ドアを使っており（戦後、ダッハウ収容所の「殺人ガス室」として喧伝された有名な写真その他）、火事、爆発、ガス漏れなどの危険を生じる、もしくはその危険をこうむる可能性を持つ施設や防空壕にもぞき穴のついたガス気密ドアが使われていたので、ガスマスクだけでは「ガス処刑」を意味しないのと同様に、のぞき穴のついたガス気密ドアだけでは、「殺人ガス室」の実在を証明し得ない。さらに、たんなる、死体安置室でさえも、保管されている死体からの腐臭の拡散を防ぐために、ガス気密ドアを備えているかもしれない。

プレサックもこのことを熟知していた。それゆえ、「犯罪の痕跡」22では、焼却棟 に4個のガス気密ドアを発注した1943年 1月18日の発注書は「焼却棟 に殺人ガス室が実在した『決定的』証拠ではない」と譲歩しているし、なんと、「ガス室 (Gaskammer)」と呼ばれていた害虫駆除・殺菌消毒室用に、のぞき穴のついたガス気密ドアを注文する発注書 「犯罪を立証する証拠の一部ではない」資料 を、「犯罪の痕跡」34として掲載しているのである。だとすれば、おそらく、フォーリソンの資料操作を批判した、「犯罪の痕跡」34の最後の一文は、実は、ガス気密室やのぞき穴に関する「犯罪の痕跡」ひいてはプレサックの議論全体にもあてはまるはずである。プレサックはそのことを、心の中ではっきりと意識しているはずであり、彼の文章全体に見られるあいまいさ、難渋さは、実は、修正派の論理にほぼ

同調・共感しながらも、一方では、ホロコースト正史の「公理」を守らなくてはならないという心理的葛藤の反映であろう。

< 脱衣室問題 >

5 . Auskleidekeller [4 mentions]

[写真 5 , 6 , 7]

Auskleidekeller [1 mention] /undressing cellar

〔アウシュヴィッツ国立博物館ファイル建物30/41, 25, 26, 28頁, 943年3月8 - 14日, 3月22 - 31日〕

これらの「作業時刻表」は、トップフ・ウント・ゼーネ社に雇われた取り付け工メッシングが、1943年1月5 - 9日に焼却棟 と に換気システムを設置した作業に関連している。〔この設置『日誌』は、第2部6章「焼却棟 と の換気システム」に全文が掲載・翻訳されている〕

外部の会社の民間従業員は、ビルケナウ焼却棟 と の死体安置室1, 死体安置室2, 炉室, 言い換えれば, ガス室, 脱衣室, 炉室で6ヶ月間働いた。死体安置室2をさす「Auskleidekelle」脱衣地下室」という用語は、3月8 - 14日の週に登場している。彼が「地下死体安置室」の換気設備の作業をしていたことを考えると、ビルケナウにやってきてから2ヶ月後に、それを「脱衣地下室」と呼んでいることはまったく驚くべきことである。今のところ確証はないが、メッシングが作業時刻表を記載していたのは各週の週末であったと考えられる。最初の殺人ガス処刑は、3月14日日曜日の夕方に行われ、メッシングは、まだ脱衣室として使われていない（犠牲者は焼却棟の北の庭に臨時に建てられた小屋で服を脱いだ）死体安置室2で終日仕事をしていたので、彼はこのガス処刑を目撃していなかったけれども、その準備や進行中の出来事を隠すことは難しく、メッシングは死体安置室2を本当の機能の名称で呼んでしまったに違いない。残念なことに、彼は、死体安置室1がガス室であったと記載する勇気、あるいは願望、あるいはチャンスを持っていなかった。

3月8 - 14日の項目には疑問の余地がない。作業現場は建物30（焼却棟）であり、彼が仕事している部屋、すなわち地下室 は定められており、「脱衣」地下室として言及されている。その他の項目では、「 」という指摘はないが、「脱衣室」という単語はいつも直接に同じ部屋をさしている。このような用語法は、死体安置室2が脱衣室となったことの補足的な証拠である。。

（プレサックの本書247頁より）

...ある歴史家たちは、第三帝国の犯罪的側面は『カモフラージュ』的手段を使って実行されたという考え方を利用して、まったく正当化できないような一般化を行なっても、それには根拠があると自説を正当化してきたようである。このような歴史家たちは、『カモフラージュ』説を使って、乏しい知識を確実なことにしてしまうことができ、混乱した思考を介して、事態をいっそう混乱させてしまった。疑いのある施設は『カモフラージュ』説を介して、『犯罪的という烙印』を押された。シャワー室や害虫駆除・殺菌消毒ガス室は、殺人ガス室のカモフラージュであるというのである。もしも、発見された資料が、この疑いのある施設が実際に、その所定の目的で、正常に使用されていたことを証明すると、『カモフラージュ』説の第二の局面が姿を現した。すなわち、『コード化された言語』説であり、ある研究書では、欠くことのできない要素となった。この説によると、正常に使用されていたと述べている資料は、まさに『カモフラージュ』された場所のことをさしているの、『コード化された言語』で書かれているはずであるというの

である。だから、ビルケナウ焼却棟 と の死体安置室1は、殺人ガス室の機能を、死体安置室2は脱衣室の機能をそれぞれ『コード化された言語』によって表現したものであるということになる。...このような歴史学の『方法論』は、それが無知であるがゆえにますます頑迷となり、客観的な研究の前に立ちはだかってきた。なぜならば、その施設の年代的進化、建築学的進化、ひいては、実際の建物の配置についてさえも無知であるがゆえに、安易な方法の採用を許してきたからである。『カモフラージュ・コード化された言語』説は、さらに、第三の説、すなわち、三部作の最後、『秘密』説で補強される。その説を使えば、自分自身の知識が欠けている理由を、犯罪を行なったとされる人々が『秘密裏』にそれを行なったからであると非難することで説明できるからである。

- a. 伝統的なホロコースト正史派の歴史家は、ユダヤ人の「移住」とか「再定住」という用語はユダヤ人の「絶滅」の、「特別措置」という用語は「ガス処刑」の「婉曲表現」とであると強弁して、さまざまな文書資料の「犯罪の本質」、ひいてはホロコーストの実態を「解明」と主張してきた。プレサックは、こうした方法を、上記の下線部以下のテキストで手厳しく批判している。しかし、「犯罪の痕跡」リストでは、伝統的なホロコースト史家の方法を批判するプレサックが、彼らとまったく同じ方法を使っているのである。とくに、「脱衣室」という用語が登場する「犯罪の痕跡」5ではそうである。この用語を「作業時刻表」に記載したメッシングは、焼却棟 と の換気システムの取り付け作業に従事した民間の取り付け工である。その現場作業員が、まだ、「ガス処刑」が行われる前に、周囲の雰囲気を感じ、極秘事項であったはずである「殺人ガス室」の存在に気づき、死体安置室2を思わず「脱衣室」と記してしまったというのである。たしかに、なぜ、メッシングが焼却棟 の地下室を「脱衣室」と記しているのか、また、「脱衣室」とは何を意味していたのか、解明できていない²⁰。だが、「最初の殺人ガス処刑は、3月14日曜日の夕方に行われ、メッシングは、まだ脱衣室としては使われていない（犠牲者は焼却棟の北の庭に臨時に建てられた小屋で服を脱いだ）死体安置室2で終日仕事をしていたので、彼はこのガス処刑を目撃していなかったけれども、その準備や進行中の出来事を隠すことは難しく、メッシングは死体安置室2を本当の機能の名称で呼んでしまったに違いない」というプレサックの記述は、まったくの憶測にすぎず、プレサックが厳しく批判しているはずの伝統的ホロコースト史家の方法に他ならない。

< 「チクロンB投入装置問題」 >

8. 4 Drahtnetzeinschiebvorrichtung/4 wire mesh introduction device [写真11]

9. 4 Holzblenden/4 wooden cover

〔ファイル 建物 30/43, 双方とも12頁〕

1943年3月31日の焼却棟 の引渡し文書〔写真9〕につけられた、地下室の装備品目録。この書類を記載した事務員は間違いをおかして、いくつかの項目を間違った行に書き込んでいる。すなわち、すでに指摘したように（「一つの証拠、たった一つの証拠」の末尾を参照）、「4個の針金網投入装置」と「4個の木製カバー」が設置されたのは、死体安置室2ではなく、死体安置室1であった。4個の装置と4個のカバーは、焼却棟 の死体安置室1/ガス室に投入されるために使われた。1944年8月24日のアメリカ軍の航空写真によると、4つの投入点が部屋の東半部のうに直線的に並んでいる。現在の廃墟では、これらの開口部のうちの二つを南端に見ること

ができるが、それは西半部にある。今まで、この矛盾に関心を示してきたものは誰もおらず、さらに、この矛盾を説明したのも誰もいない。この資料は、焼却棟の地下室1が殺人ガス室として使われたことを証明する重要証拠である。

- a. Drahtnetzeinschiebvorrichtungという単語をどのように英訳（あるいは邦訳）するかは、この装置が実際に何に使われたのかという問題にかかわっている。プレスバックは、ホロコースト正史にしたがって、チクロンBの丸薬を「殺人ガス室」に投入した装置であると解釈している。wire mesh introduction device（針金網投入装置）と英訳している。修正派のマッソーニョは、einschieben という単語は「投入」とか「注入」ではなく、「挿入」を意味していると解釈しており²¹、これを受けて、フォーリソンは、「組み立て部品を挿入・設置するためにコンクリートの中に配列された鉄の網をさしているのかもしれない²²」と述べている。いずれにしても、この装備品目録は、DrahtnetzeinschiebvorrichtungとHolzblendenがチクロンBの使用に関係しているものであるとは一言も述べていないし、今日でも、Drahtnetzeinschiebvorrichtungの実態はまったく説明されていない²³。
- b. 実際には、焼却棟の死体安置室2の装備品を、死体安置室1の装備品としているのは、死体安置室1が「殺人ガス室」であったという「公理」を守るための、まったくの仮説である。さらに、これらは焼却棟の装備品にもないのである。
- c. チクロンBの丸薬をDrahtnetzeinschiebvorrichtungを使って投下したとされる死体安置室1の屋根の「穴」は、現在の廃墟でも見るできないし、その「穴」の影を写していると思われる1944年8月24日のアメリカ軍の航空写真や、屋根の上にある突起物を写している建設中の焼却棟の写真については、完全に修正派の研究によって論駁されている²⁴。

< シャワーヘッド問題 >

16. 14 Brausen/14 [DUMMY] showers

〔ファイル 建物 30/43, 24頁〕

1943年6月24日の焼却棟の引渡し文書〔写真17〕に付属する装備品目録〔写真18〕、建設局長ビショフと彼の副官の一人キルシュネクの署名がある。〔ファイル 建物 30/43, 20頁〕。この文書の裏頁は今日知られていないので、焼却棟の引渡し文書の裏頁にあるように、地下の「ガス気密ドア」の存在がそこに記載されていたかどうかは定かではない。「2年間の保証」という記載は誤りである。二つの会社は建設局にそのような保証を与えることを拒否していたからである。炉を製造したトップ社は、このような期間は、計画されていた焼却の割合とは両立しないと考えていた。焼却棟の「異常な」機能を熟知していたトップ社の技師たちが表明した躊躇は、まったく理解しうるのである。フタ社の下請け会社ヴェダウ社は、焼却棟と地下と「地下室」の防水に責任をおっていたが、技術的理由から、これらの施設の防水性に2年間の保証を与えることを拒否した。

この資料〔写真18〕は、焼却棟の死体安置室1に殺人ガス室が存在したことを、間接的に証明している、唯一の現存資料である。この点についての完全な説明は、「ひとつの証拠、たった一つの証拠」を参照。

- a. ドイツ語の原文には「14個のシャワー」（正確にはシャワーヘッド）としかないので、プレスバックは意図的に〔DUMMY〕という語句を挿入して、「14個の〔偽〕シャワー」と英訳している。原文にはGastür（ガス・ドア）としかないので、それを gas [tight] door（ガス〔気

密)ドア)と英訳している事例も多い。このような意図的な挿入を原資料に行うことは、史料批判の観点からしても、きわめて不適切である。

- b. プレサックがここで述べようとしていることは、焼却棟が「大量殺戮装置」として異常なかたちで使用されることを知ったトップフ社が、自分の製品に通常使用での保証期間を与えることを拒否したということであろうが、まったくの推測・空想にすぎない。
- c. プレサックは、「犯罪の痕跡」の章の序文で、死体安置室1の二つの装備品「ガス気密ドア」と「14個のシャワー」が「まったく両立しない」ものであるがゆえに、この装備品目録は、「焼却棟の地下室1に殺人ガス室が実在した決定的証拠である」と断定している²⁵。しかし、そもそも、「ガス気密ドア」と「シャワー」とが死体安置室に関しては、「両立」しないという前提自体が根拠薄弱である。死体安置室が、死臭その他の拡大を防止するために「ガス気密ドア」を備え、死体の洗浄や作業員用のシャワー設備を備えていることは、ごく自然だからである。プレサックもこのことに気づいたのであろうか、ここでは、この装備品目録を、「決定的証拠」から「間接的証拠」へと格下げしてしまっている。にもかかわらず、それが、「殺人ガス室」の実在を間接的に証明する「唯一の現存資料」であるというのだから、不可解である。

< ガス室のコンクリート床問題 >

19. betonieren im Gas [s] kammer [1 mention] /concrete in gas chamber [写真24, 25]
〔ファイル 建物 30/28, 68頁〕

1943年3月2日火曜日、二日前にその機能が不明確な部屋にガス密閉ドアを設置したリードル社の監督官は、ふたたびそこで作業をして、自分が「ガス室」で働いていることに気がついた、彼の業務報告第5点(窓のついた部屋)には、Fussboden Aufschüttung auffühlen, stampfen und Fussboden betonieren im Gasskammer/ground covered with hard fill, tamped down and floor concreted in gas chamberとある。焼却棟 と の建設中に記載された作業時刻表や報告書の中で、この用語が記載されているのはここだけである。翌日には、一般的な用語だけが使われている。すなわち、「二つの部屋双方で」とか「第二の部屋で」というように。1943年3月3日、4日、5日の作業時刻表によると、これら二つの部屋は、焼却棟 の西側に位置していた。

1982年まで、焼却棟 と のガス室がどこにあったのかについての物質的証拠はまったくなかった。この「民間人の筆のすべり」は37年間も気づかれておらず、はじめて、アウシュヴィッツ国立博物館文書館で発見された。はじめて公表されたのは、「ナチス・ドイツとユダヤ人虐殺」と題する Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales のシンポジウム〔その内容が出版されたのは1985年11月であった〕においてであり、その後、私の論文「ビルケナウの焼却棟 と 」(Centre de Documentation Juive Contemporaine(Le Monde Juif) No 107 of July-September 1982)の中で公表された。その後、私は、1983年11月にSeuil社が出版した218頁の『アウシュヴィッツ・アルバム』にこの資料を掲載させるようにした。そして、この資料は、1984年9月にMinuit社が出版したウェラーズの『ガス室、極秘の存在』(200頁、11頁の図版とファクシミリ)のアウシュヴィッツに関する章にも登場した。これまで発見されたことがなかった「Gas [s] kammer」という単語 私以外の人々は決定的であると考えていた に当初与えられた高い価値は、今では低くなり、ビルケナウの4つの焼却棟の「犯罪の痕跡」として知られる概括的なリストの中

の資料19という歴史的証拠の中の一つの断片に過ぎなくなっている。

- a. Gasという単語を資料の中に見つけるとそれをすぐに「ガス処刑」や「殺人ガス室」と結び付けてしまう「習性」を持つホロコースト正史派は、焼却棟の作業時刻表に登場したGas-skammer という用語に、この資料に「高い価値」を与えた。だが、プレサックも認めているように、アウシュヴィッツ・ビルケナウで消費されたチクロンBの97 - 98%は、害虫駆除・殺菌消毒のために使用されたとすれば、ガスを扱う処理、あるいはガスを扱った施設の97 - 98%も、害虫駆除・殺菌消毒に関連していたはずである。＜ ガス・ドアあるいはガス気密ドア問題＞でも指摘しておいたように、ホロコースト正史派は、意図的に、「殺人ガス室」と害虫駆除・殺菌消毒ガス室を混同して、提示しようとする。プレサックもこのことを自覚しており、この資料の価値は「今では低く」なると述べている。

< 死体安置室用の温風装置問題 >

30. Der [Leichen] Keller 1 mit der Abluft aus den Räumen der 3 Saugzuganlagen vorgewärmt wird/The [corpse] celler 1 will be preheated with the exhaust air from the room with the 3 forced draft installations 地下「死体」安置室1は、3つの強制送風装置を使った、部屋からの排気によって前もって温められるであろう。

〔ファイル 建物 30/25, 7頁〕

31. Die Warmluftzuführungsanlage für den Leichenkeller I/The hot air supply installation for Leichenkeller 死体安置室用の温風供給装置

〔ファイル建物 30/25, 8頁: 写真については、第二部第5章資料29参照〕

死体安置室を暖めることはナンセンスである。この二つの書簡からの抜粋は、きわめて重要な犯罪の痕跡である。

- a. プレサックは、本来〔低温〕を保っておかなくてはならない死体安置室を「青酸ガスの放出を促進するために」「前もって暖めようとした」ことが、死体安置室が「殺人ガス室」として使用された「重大な犯罪の痕跡」であると述べている。これに対して、修正派のフォーリソンは、「殺人ガス室」が存在しないザクセンハウゼンの焼却棟も暖房装置を備えていたと指摘しており²⁶、マッターニョも、「殺人ガス室」として使用するのであれば、大量の犠牲者の体温で室温は急速に上昇するので、そもそも、「前もって暖房する」必要はないと指摘している²⁷。さらに、トップフ社の焼却炉技師にすぎないプリュファーが、チクロンBを使った「大量殺戮」をもっと効率的にする目的で、青酸ガスを速やかに放出させる手段として、死体安置室1を「前もって暖めるように」、収容所当局に提案しているという状況自体が奇妙である。さらに、「前もって暖める」という措置は、実際には実行されなかった。

< おわりに >

1989年のプレサックの大著『アウシュヴィッツ：ガス室の技術と作動』以降アウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所の「殺人ガス室」についての、ホロコースト正史派プレサックと、それを批判する修正派の研究の到達点は以下のようにまとめられる。

(双方の一致点)

今日、「殺人ガス処刑室」あるいは、「殺人ガス処刑施設」であると万人が認知しうるようなオリジナルな建築物はアウシュヴィッツ・ビルケナウには存在しない。ブンカー1, 2はそ

の存在すら不確定であり、焼却棟、¹、²、³は廃墟と化しており、その地下室に「殺人ガス室」が存在したとは、誰も認知し得ない。見学者に「殺人ガス室」として展示されている中央収容所の焼却棟⁴は、戦後、「目撃証言」をもとにして、「殺人ガス室」らしく見せるために、ポーランド当局によって改築されたものであり、学問的な観点からは「偽造」に近い。

これまで、「ガス処刑」と「殺人ガス室」に関する証拠として提示されてきたのは、「SS隊員、生き残った囚人、特別労務班員からの」「脆弱」で「信用できない」「目撃証言」だけである。アウシュヴィッツ・ビルケナウの焼却棟については、それまで考えられてきたのとは逆に、膨大なドイツ側資料が残っており、そこでは、「婉曲表現」や「コード化された言語」は使用されていない。そして、その資料には、「殺人ガス室」の实在を証明する「『直接的』、すなわち、容易に認知され、反駁の余地のないような、確実な証拠」は存在しない。

(プレサックの主張)

「ガス室が殺人目的であるとは明瞭に述べていないが、論理的にはそれ以外のものではない。見えない証拠を含んでいるようなドイツ側資料」=「犯罪の痕跡」が存在する。

(修正派の主張)

の「犯罪の痕跡」は、「殺人ガス室」が実在したという「公理」を大前提にしているからであり、「こじつけ」にすぎない。

以上の¹から⁴の双方の一致点を見る限り、もはや、ニーシュリ、ミューラーといった「生存者」の「目撃証言」、アウシュヴィッツ所長ヘスの「自白」、ブロードなどのSS隊員の「証言」だけに依拠するホロコースト研究は、もはや、実証的な歴史研究の名に値しないことがわかる。

この意味で、「ガス室」論争も含むホロコーストの実証的研究、ひいては第二次大戦に関する歴史的修正主義は、各国でいっそう厳しくなっている政治的抑圧、物理的弾圧にもかかわらず、ここ10年間で飛躍的に前進しているといえよう。

注

1 Jean-Claude Pressac, *Auschwitz: Technique and Operation of the Gas Chamber*, NY., 1984 (Pressac)

2 その後、プレサックは、1993年に、『アウシュヴィッツの焼却棟：大量殺戮装置』*Les Crématrices d'Auschwitz: La Machinerie du meurtre de masse*, Paris, CNRS Editions. 1993 (Pressac)、1994年には、そのドイツ語版『アウシュヴィッツの焼却棟：大量殺戮の技術』Munich, Piper, 1994 (Pressac)、1998年には、ベルトとの共著論文というかたちで、フランス語版とドイツ語版の短縮英語版『アウシュヴィッツの焼却棟：大量殺戮装置』, Jean-Claude Pressac with Robert-Jan Van Pelt, *The Machinery of Mass Murder at Auschwitz, Anatomy of the Auschwitz Death Camp*, edited by Y. Gutman and M. Berenbaum, Indiana U.P. (Pressac)を発売している。残念ながら、Pressac とは未見である。これらの著作とプレサック自身の「数奇な」運命については、稿を改めて論じたい。

3 Pressac , pp. 429-457 .

4 Pressac , p. 456.

5 ホロコースト派のサイトは、Vergasungskellerという単語が「焼却棟 にガス室が存在したことだけではなく、設計したピシヨフが自分が何を建設しているのが正確に知っていたことを証

明している」と述べている。http://www.holocaust-history.org/auschwitz/19430129-vergasungskeller/. また、最近、ホロコースト修正主義を批判する『ホロコースト否定』を上梓したツィムマーマンも、「この文書は、焼却棟 に死体地下室とガス室があり、このガス室は死体安置地下室としても使われうると述べている」と記している。J.C.Zimmerman, *Holocaust Denial*, N.Y.2000.p.191.

6 もっとも、プレサックやツィムマーマンが、Vergasungskellerをgas cellerあるいはgas chamberではなく、gassing cellerと英訳しているのは、微妙であるが。

7 この「公理」を明確に定式化したのが、1979年に、レオン・ポリャーコフ、ヴィダル・ナケら34名のフランス人歴史家が『ル・モンド』に発表した、次のような声明文である。「このような大量殺戮が、どのようにして技術的に可能であったのか問うべきではない。それは、起こったがゆえに技術的に可能であったのである。これが、このテーマに関するあらゆる歴史研究にとっての欠くべからざる出発点である。この真理を簡明かつ単純に述べるのがわれわれの義務である。ガス室の存在に関する論争は存在しないし、存在し得ない。」

8 ツィムマーマンは「この文書は、否定派によるありとあらゆるこじつけの説明を呼び起こした」と述べており (ibid), また、山崎かおる氏 (東京経済大学) も、御自身のホームページ上の、「さまよえるVergasungskeller」題する一連の論考で、この問題での修正派木村愛二氏の「混乱」を嘲笑している。山崎氏の論考は、「この手紙は『ガス室』(Vergasungskeller) ということばを不用意に使ったため、アウシュヴィッツのガス殺の動かぬ証拠のひとつとされました」と述べているように、ホロコースト正史派からの観点ではあるが、修正派の議論の変遷をよく整理している。http://clinamen.ff.tku.ac.jp/ また、拙稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況(3) プレサック論文「アウシュヴィッツでの大量殺人装置」批判」, 文教大学教育学部紀要第39集 (1999) も参照していただきたい。

9 パッツの説の変遷に関しては、A.Butz, *The Hoax of the Twentieth Century*, 1976, pp.120-122. A.Butz, "Vergasungskeller", http://pubweb.acns.nwu.edu/~abutz/di/dau/vk.html を、クローエルとマットーニョの論争については、C.Mattogno, *Morgue Cellers of Birkenau: Gas Shelters or Disinfesting Chambers*, S.Crowell, *Comments On Mattogno's Critique of the Bomb Shelter Thesis*, C.Mattogno, *Reply to Samuel Crowell's "Comments" about my "Critique of the bomb shelter thesis"*, C.Mattogno, *Auschwitz the Samuel Crowell Bomb shelter thesis: A historically unfounded hypotheses*, http://www.codoh.com/granata/ を参照していただきたい。

10 ヘスの命令の写真コピーと英訳は、Pressac .p.201に掲載されている。Robert Faurisson. *Auschwitz: Technique & Operation of the Gas Chambers Or, Improvised Gas Chambers & Casual Gassings at Auschwitz & Birkenau, According to J.-C.Pressac (1989)*. http://aaargh.vho.org/engl/FaurisArch/RF9103xx1.html. http://aaargh.vho.org/engl/FaurisArch/RF9103xx2.html. 実は、ホロコースト正史派は、このヘスの命令でさえも、アウシュヴィッツ・ビルケナウに殺人ガス室が存在していた証拠としていたことがある。プレサックは、誠実にもこの件を「この文章は以前に、殺人ガス室が実在した忌まわしい証拠とみなされていたが、そのように考えることはできない。この命令の42部のコピーが収容所各部門と半民間企業に配布されたことは、この件についてはまったく『秘密のこと』は何もなかったこと、それどころか、Vergasungenは当時の収容所全体に関してのことであったことを証明している」と述べている。P

resacc ,p.188.

11 このように、害虫駆除目的のガスの搬送を許可している電報は、1942年8月26日、10月2日にも発されているが、そこでは、このガスの目的が、「特別措置のための資材」、「ユダヤ人再定住のための資材」となっている。プレサックなどのホロコースト正史派は、こちらの方は、「ユダヤ人の絶滅目的」であったと強弁している。例えば、最近邦訳された、ゲルハルト・シェーンベルナー『証言 第三帝国のユダヤ人の迫害』（栗山他訳、柏書房、2001年）も、「ユダヤ人再定住のための資材」との記載のある10月2日の電報の写真コピーをアウシュヴィッツのガス処刑に関する章のなかに掲載して（255頁）、この電報が「殺人ガス室」に関係しているかのような印象を作り出そうとしている。しかし、1943年1月7日の電報は、やはり、疫病を抑えるための「害虫駆除・殺菌消毒資材」について語っているのであるから、これらのガスはすべて、青酸ガスを使った害虫駆除作業用のものとも考えるのが、常識的である。プレサックはこの件について、まったく資料的な根拠を持たないまま、非論理的かつ非常識的な説明を行っており、多くの修正派から嘲笑されている。拙稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況（3） プレサック論文「アウシュヴィッツでの大量殺人装置」批判」¹⁹、文教大学教育学部紀要第39集（1999）を参照していただきたい。

12 C.Mattogno, *Auschwitz, The End of a Legend*, 1994, Institute for Historical Review, p.77.

13 Robert Faurisson, Answer to Jean-Claude Pressac on the Problem of the Gas chamber, <http://vho.org/GB/Books/anf/Faurisson1.html#h01>

14 Pressac ,p.505.

15 *ibid.* ,pp.145 146.

16 15 の乾燥した部屋で、90%のガスが放出されるには1.5 - 2時間かかるという。Germar Rudolf, Some Technical and Chemical Considerations about the 'Gas Chambers' of Auschwitz and Birkenau, Ernst Gauss(ed), *Dissecting the Holocaust*, Capshaw, AL, 2000.

17 Pressac では、ガス処刑された犠牲者の数は、100 - 150万人、Pressac , では約80万人となっており、Pressac では、不可解にも犠牲者の数は記されていない。

18 Pressac ,p.223.

19 C.Mattogno, "Gasprüfer" of Auschwitz, <http://www.codoh.com/granata/> , A.Butz, Gas Detectors in the Auschwitz Crematorium II, <http://pubweb.acns.nwu.edu/7Eabutz/di/dau/detect.html> , C.Mattogno, Critique of the A.R.Butz article "Gas Detectors in the Auschwitz Crematorium II", <http://www.codoh.com/granata/> , 拙稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況（3） プレサック論文「アウシュヴィッツでの大量殺人装置」批判」¹⁹を参照していただきたい。

20 マットーニヨは、死体安置室1が一時的に、害虫駆除・殺菌消毒室として使われたこともあるのだから、死体安置室2が「脱衣室」と呼ばれるのはごく自然なことであるという。C. Mattogno, *Auschwitz, The End of a Legend*, p.69. また、フォーリソンなどは「死体の服を脱がせる部屋」とも解釈する可能性を示唆している。この説に対しては、ホロコースト正史派のツィンマンが、auskleiderraumという単語は、「生きている人々が服を脱いだ場所」を指していたと批判している。J.C. Zimmerman, *Holocaust Denial*, N.Y., 2000, p.194.

21 C. Mattogno, *Auschwitz, The End of a Legend*, p.68.

22 Robert Faurisson, Answer to Jean-Claude Pressac on the Problem of the Gas chamber,

第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況 (5)

<http://vho.org/GB/Books/anf/Faurisson1.html#h01>

23 拙稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況(4) アーヴィングvs.リップシュタット裁判より 」, 文教大学教育学部紀要第40集(2000)を参照していただきたい.

24 焼却棟 と の死体安置室1の屋根にあったとされる「穴」の信憑性が、最大の論点となったのは, アーヴィングvs.リップシュタット裁判でホロコースト正史派の証人として登場したペルトに対する反対尋問においてであった. 拙稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況(4) アーヴィングvs.リップシュタット裁判より 」を参照していただきたい.

25 Pressac I, p.429.

26 Robert Faurisson, *Auschwitz: Technique & Operation of the Gas Chambers Or, Improvised Gas Chambers & Casual Gassings at Auschwitz & Birkenau, According to J.-C. Pressac* (1989)

27 C. Mattogno, *Auschwitz, The End of a Legend*, p.64.